

国土審議会土地政策分科会特別部会 とりまとめ（案）

平成 31 年 2 月
国土審議会土地政策分科会特別部会

国土審議会土地政策分科会特別部会 委員名簿

| | | |
|------|-----------|--------------------------------------|
| 委員 | ◎ 山野目 章 夫 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| 特別委員 | ○ 中 井 檢 裕 | 東京工業大学環境・社会理工学院教授 |
| 〃 | 中 出 文 平 | 長岡技術科学大学副学長 |
| 〃 | 増 田 寛 也 | 株式会社野村総合研究所顧問 |
| 〃 | 松 尾 弘 | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 |
| 専門委員 | 宇 賀 克 也 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 〃 | 奥 田 かつ枝 | 株式会社緒方不動産鑑定事務所取締役 |
| 〃 | 亀 井 信 幸 | 茅ヶ崎商工会議所会頭 |
| 〃 | 小 山 剛 | 慶應義塾大学法学部教授 |
| 〃 | 茅 野 静 仁 | 三菱地所株式会社経営企画部長 |
| 〃 | 中 川 雅 之 | 日本大学経済学部教授 |
| 〃 | 永 沢 裕美子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事 |
| 〃 | 久 元 喜 造 | 神戸市長 |
| 〃 | 三 原 秀 哲 | 長島・大野・常松法律事務所弁護士 |
| 〃 | 柚 木 茂 夫 | 一般社団法人全国農業会議所専務理事 |
| 〃 | 吉 原 祥 子 | 公益財団法人東京財團政策研究所研究員・政策オフィサー |

◎ 部会長 ○ 部会長代理

特別部会の開催経緯

- 平成 30 年 9 月 20 日 第 4 回 特別部会
 - ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に向けて
 - ・土地所有に関する基本制度の見直しについて
- 平成 30 年 10 月 23 日 第 3 回 ワーキンググループ
 - ・求められる利用・管理の在り方について
- 平成 30 年 11 月 20 日 第 5 回 特別部会
 - ・求められる利用・管理の在り方について
- 平成 30 年 12 月 12 日 第 4 回 ワーキンググループ
 - ・必要な措置の方向性について
- 平成 31 年 1 月 24 日 第 6 回 特別部会
 - ・必要な措置の方向性について
- 平成 31 年 2 月 15 日 第 7 回 特別部会
 - ・国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ（案）について

目次

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| I . 土地に関する制度の現状と課題 | 2 |
| 1. 土地に関する制度の現状 | 2 |
| ① 土地所有を取り巻く状況 | 2 |
| ② 現行の土地基本法の理念 | 2 |
| 2. 土地所有に関する課題 | 3 |
| ① 管理不全の土地による悪影響 | 3 |
| ② 現行制度下における管理不全の土地に対する取組 | 4 |
| ③ 土地の利用・管理に関する制度 | 4 |
| 3. 土地に関する基本制度と土地政策の見直しについて | 5 |
| ① 土地政策の変遷 | 5 |
| ② 土地基本法の見直しについて | 6 |
| II . 土地の利用や管理に関して所有者が負うべき責務や、その責務の担保方策に関して必要な措置の方向性について | 8 |
| 1. 所有者の責務及び関係者の役割について | 8 |
| (1) 所有者の責務及び所有者以外の関係者の役割 | 8 |
| ①所有者の責務 | 8 |
| ②所有者以外の関係者の役割 | 9 |
| (2) 求められる管理の在り方 | 11 |
| (3) 土地を手放すための仕組みとの関係 | 11 |
| 2. 必要な措置の方向性について | 13 |
| (1) 土地についての基本理念と責務 | 13 |
| ① 土地の適切な利用・管理を確保することの公共性 | 13 |
| ② 土地所有権の制約と土地所有者の責務 | 13 |
| ③ 土地の利用・管理に関して所有者や関係者に求められる責務・役割 | 13 |
| (2) 土地が適切に利用・管理されていくために必要な措置（基本的施策）の方向性 .. | 14 |
| ①適切な土地の利用・管理を促す措置 | 14 |
| ②所有権の制限を伴う措置 | 16 |
| ③土地の適切な利用・管理・取引を支える情報基盤整備 | 18 |
| 終わりに | 20 |

1
2 **はじめに**
3 人口減少や都市部への人口集中が進む我が国では、土地利用の担い手の減少、それに伴う
4 利用ニーズが低下する土地の増加や地縁・血縁関係の希薄化等により、資産としての「土地」
5 に対する国民の意識に変化が生じている。その一つの結果が、不動産登記簿などの公簿情報
6 等を参照しても所有者の全部又は一部が直ちに判明せず、又は判明しても所有者に連絡がつ
7 かない土地、いわゆる「所有者不明土地」の発生である。所有者不明土地が存在すると、公共
8 事業など様々な場面で、土地を利用しようとする者がその土地の取得・利用のため、所有者
9 等の探索に多大な時間・費用・労力を費やさなければならず、円滑な土地利用や事業実施の
10 支障となる。

11 所有者不明土地問題については、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2017」に
12 おいて改革の取組の一つとして挙げられたことを契機に、本部会において所有者不明土地の
13 公共的目的での円滑な利用を実現するための方策に関する検討を行った。そして、本部会が
14 平成29年12月に公表した中間とりまとめを元に、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する
15 特別措置法」（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）が制定された。

16 所有者不明土地法の制定により、所有者不明土地の公共的目的での利用の円滑化等を図る
17 制度は構築されたが、同法によって所有者不明土地問題が根本的に解消するものではないこ
18 とから、政府は平成30年6月に開催した第2回「所有者不明土地等対策の推進のための関係
19 閣僚会議」において、所有者不明土地問題について、2020年までに必要な制度改正を行うこ
20 とを目指すこととした。このうち、国土交通省を中心となって検討することとされた課題の
21 一つである人口減少社会における土地に関する制度の在り方について、本部会で調査審議を行った。

22
23
24 このとりまとめは、本部会の第4回から第7回までの議論を踏まえ、必要な措置の具体的
25 な方向性を整理したものである。今後、所有者不明土地の発生抑制・解消を目指し、国にお
26 いて、このとりまとめを踏まえた必要な制度改正等の検討が進められることはもちろん、國
27 民生活の基盤である土地を無関心・放置・荒廃の悪循環から、土地を見守り、あるいは再生・
28 保全・利活用するサイクルに載せ、将来世代に引き継いでいくために、我々一人一人が何を
29 なさねばならないのか、国民的な議論が喚起されることを強く期待する。

30

1 I. 土地に関する制度の現状と課題

3 1. 土地に関する制度の現状

4 ① 土地所有を取り巻く状況

5 我が国は人口減少社会を迎える、土地利用の担い手の減少や利用意向が低下した土地の増
6 加等により、地方都市や郊外を中心に空き家・空き地が増加している。近年では、地方公共
7 団体に対する土地の寄附を申し出たいという声も多く聞かれるなど、所有者が利用する意
8 向が無い土地が増加しているが、このような所有者による自発的な利用・管理が期待でき
9 ない土地は、適切な利用・管理がなされないことで草木の繁茂や害虫の発生など周辺に悪
10 影響を与える場合や、相続の際に登記がされず、いわゆる所有者不明土地（不動産登記簿
11 等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明せず、又は判明しても所有者に連絡がつかな
12 い土地）となる場合、あるいは土地の境界が不明確になる場合もある。これらの土地は、周
13 辺に悪影響を与えるおそれがあるとともに、有効に利用したい者が将来現れた際に利用で
14 きなくなることとなる。

15 高齢化の進展に伴い、今後、相続多発時代を迎ることが予期されている。地方に居住
16 していた親の土地を相続しても、子は居住地から離れた土地の利用・管理をしていくこと
17 が難しいというように、相続を契機に土地の状況が変化することは往々にして見られ、相
18 繙の増加は、総体として我が国の土地の利用・管理に大きな影響を与えることが想定され
19 る。一方で、インバウンドの拡大を背景とした不動産投資の拡大など新たな分野における
20 土地需要の発生や、コンパクトシティ化など持続可能性に配慮した土地利用の要請など、
21 土地の有効利用が求められる場面も様々な形で引き続き存在する。

22 これらの状況を踏まえ、喫緊の課題として、土地が適切に利用され、管理されていくた
23 めに、関係者に求められる役割を含め、人口減少社会に対応した土地に関する制度の在り
24 方を検討する必要がある。

26 ② 現行の土地基本法の理念

27 土地に関する制度と土地政策の基本となる土地基本法（平成元年法律第 84 号）は、バブ
28 ル期の地価高騰における投機的取引の抑制の要請等を背景に制定され、適正な土地利用を
29 図りつつ正常な需給関係と適正な地価の形成を図るために土地対策を総合的に推進するた
30 め、土地についての基本理念や国等の責務、土地に関する基本的施策等を規定している。
31 目的規定（第 1 条）においては「適正な土地利用の確保を図りつつ正常な需給関係と適正な地
32 価の形成を図るために土地対策を総合的に推進し」とあり、また、基本理念（第 2 条～第 5 条）
33 として「土地についての公共の福祉優先」「適正な利用及び計画に従った利用」「投機的取
34 引の抑制」「価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担」の 4 点が規定されている。続いて、
35 土地に関する者の責務が規定されており、事業者、国民については「土地の利用及び取
36 引」に当たっての責務が規定されている。

37 これらは、全体として土地利用ニーズが高く、地価が右肩上がりに上昇するという当時
38 の状況の中で、土地政策の方向性を総合的に示そうとしていたものである。「価値の増加」

のみを前提においていた規定が置かれていることや、「利用及び取引」の場面についてのみ責務が規定されていることにあらわれているように、将来価値が上がることを念頭に土地が利用・取引されていることを前提として、キャピタルゲインを狙って投機目的で土地を所有し、積極的に利用しないことへの対応を中心課題において、「所有から利用へ」との哲学の下、適正な利用を志向する規定ぶりとなっている。

土地基本法にいう「適正な土地利用」とは、土地の所在する地域の諸条件に応じて最もふさわしい利用であるとされており、自然環境の保全等に配慮して特段の利用をしないことも適正な土地利用に当たるものと解されているが、これは明確な意思や計画に基づいて利用しないことに積極的な意味を見出しているものであり、単に放置することを肯定するものではない。

このような基本理念及び責務の下に規定された基本的施策に基づき、投機的な取引の抑制と土地の適正な利用に向けた施策が展開されてきたところであるが、近年、人口減少等の構造変化を背景に価値が下落する土地が増加し、特段の利用意向を持たない所有者も存在する中で、積極的な利用・取引が期待できない土地も増加している。このような土地について最もふさわしい利用を追求することが困難な中で、どのような規律が求められるかは現行の土地基本法においては明確でなく、人口減少時代に対応した土地政策の基本理念をどう示していくのかについて再検討すべき段階に来ている。

なお、土地基本法は長期的・普遍的な土地政策の基本的方向性を示すべきものであるため、見直しに当たっては、大都市の中心部など引き続き利用ニーズが高い土地も存在する中で、適正な利用・投機的取引の抑制を追求する現行の規律は原則として維持する前提で検証しつつ、現行の規定では不明確である適切に管理されない土地に関する規律について、重点的に検討することが必要である。

2. 土地所有に関する課題

① 管理不全の土地による悪影響

所有者不明である場合も含め、土地所有者が土地の利用・管理に無関心な場合には、土地が管理不全状態に陥りやすい。通常、土地所有者が保有意向を持たず、かつ、所有者以外に当該土地を利用したい者が存在する場合には、民間市場において土地の売買取引がなされ、新たな所有者が利用・管理を行っていくこととなる。しかし、利用ニーズが低下した郊外部の土地等では売主と買主の価格についての意識の差が大きいなどの事情により取引が成立しないことや、そもそも利用意向を持つ者が現れないこともある。また、長年にわたり土地利用が行われず、土地の所有者や共有者の一部の所在が不明となっていることや、土地の境界が不明確なために利用希望者がいても新たな利用・管理につながらないこともある。このような問題を背景に、放置され、管理不全状態となる土地が増加している。

土地が管理不全状態に陥ると、草木の繁茂や害虫の発生など周囲に悪影響を及ぼすことがある。草木の繁茂はそれ自体が景観上の阻害となるだけでなく、不法投棄や防犯上の懸念といった派生的な悪影響を誘発することもある。また、山林の荒廃が土砂災害の原因となることもある。このような土地については、所有者が不明であること、土地の境界が不

明であること、所有者不明により境界の確認がままならないことなどが渾然一体となって作業や工事の障害となるなど緊急時の対応の支障となることもある。

土地は他の土地と相互に密接な関係を有するものであることから、ある一筆の土地が管理不全状態となると、周囲の土地についてもその利用が敬遠され、一帯として利用レベルが低下する悪循環を引き起こすこともある。他方、住居から離れた土地で草木が繁茂しても必ずしも悪影響が生じているとは言えないなど、悪影響を生じさせないために求められる管理の水準は、その土地の条件によって異なることに留意が必要である。

② 現行制度下における管理不全の土地に対する取組

土地が管理不全状態に陥り、周囲に悪影響を及ぼす状態となった場合には、悪影響の被害を受けている者が土地所有者に直接改善を促したり、市町村などの地方公共団体を通して改善を要望したりすることにより、悪影響の除去を期待することとなる。所有者に管理を促す制度としては、民法の相隣関係等による請求や、一部の市町村で定められている土地の管理に関する条例に基づく行政指導等がある。しかし、これら自体では、土地が管理不全状態に陥り、周囲に悪影響を及ぼしている場合であっても、所有権を持つ土地所有者以外が直接悪影響を除去することはできない。

所有権を持つ土地所有者以外の者が土地の管理に直接関与する制度としては、民法等に基づき訴訟を提起し、確定判決等を得た上で強制執行を申し立てる方法や、公益に著しく反する場合について自治体が代執行を行う方法があり、また、所有者が不在の場合には財産管理制度が活用できることがあるが、手続の負担が大きい等の指摘があり、現状で悪影響の除去を行うことには大きな困難が伴う。

また、現行制度においては土地所有者には相続登記を行う義務や境界の画定に協力する義務はないことから、所有者や境界を明確なものに保持しておくことについては、土地所有者の自発的な努力や協力に任せられている状態にあり、これが不明確な状態となれば、将来的の利用や緊急時の対応が阻害されることとなる。

一方、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）が制定され、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等（特定空家等）に対し、略式代執行による除却も含めた措置が規定されたことにより、各地において空き家の除去が進みつつある。加えて、所有者不明土地法の制定により、所有者不明土地を地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るための事業に供する事が可能となったところであり、また、農地・林地についても農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）等の改正と森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）の制定により、簡易な行政手続により農地中間管理機構への長期間の農地の貸付けや市町村への長期間の森林の経営管理権の設定が可能になったところであるなど、明確な公共的目的と対応する措置が存在する分野については、今後、一定の手続の下で、管理不全の土地の解消が進むことも期待される。

③ 土地の利用・管理に関与する制度

1 管理不全の土地を発生させないためには、無償での利用・管理や積極的な利用ではない
2 ものを含め、土地の利用・管理を促進することが重要であり、現状においても様々な取組
3 が行われている。

4 行政が土地の利用・管理に積極的に関与する取組、例えば土地を手放したい者と利用し
5 たい者とのマッチングを支援する取組としては、全国版空き家・空き地バンク、低未利用
6 土地利用促進協定制度、跡地等管理協定制度や、地方公共団体の空き地等に関する条例等
7 が挙げられる。このうち、全国版空き家・空き地バンクは、各地方公共団体の空き家等情報
8 の標準化を図り、全国の空き家・空き地等について需給のマッチングを支援するものであ
9 る。低未利用土地利用促進協定制度、跡地等管理協定制度は、都市再生特別措置法（平成
10 年法律第 22 号）の規定に基づき、低未利用地や跡地の所有者等と協定を締結した市町村
11 や都市再生推進法人等が、その管理を行えることとする制度である。また、空き地等に関
12 する条例については、約 3 分の 1 の地方公共団体が空き地等の管理や利活用の促進のため
13 の条例を制定済みであり、生活環境の保全など空き地等の適正管理を目的として「指導・
14 助言」「勧告」「措置命令」等を行えるものも存在する。また、この他に地方公共団体独自の
15 取組として、空き家・空き地の所有者と利用希望者等を仲立ちしたり、仲立ちする NPO 等
16 を支援することで無償等での利用・管理につなげる事例も見られる。

3. 土地に関する基本制度と土地政策の見直しについて

① 土地政策の変遷

20 土地政策の基本的役割は、土地という公共の利害に関する特性を有する特殊な財につ
21 いて、質の高い国民生活の実現と国民経済の持続的な発展に資するよう、自然的、社会的、
22 経済的及び文化的諸条件に応じた適正な利用を確保すること、そのための市場の条件整備
23 を行うこととされてきた。

24 高度経済成長期からバブル期にかけては、昭和60年頃からの異常な地価高騰を契機に、
25 適正な土地利用の確保を図りつつ正常な需給関係と適正な地価の形成を図ることを目的と
26 して、平成元年に、土地についての基本理念等を定めた土地基本法が制定されるとともに、
27 平成 3 年には、「総合土地政策推進要綱」が閣議決定された。

28 適正な土地利用を妨げる主たる要因が、投機的な土地取引や土地神話の存在であるとの
29 問題意識から、こうした投機的取引を防止し、土地神話を打破することを目標とし、土地
30 の資産としての有利性の縮減を目的とした土地税制等による地価抑制や、新市街地開発、
31 農地の宅地化等による宅地供給の促進が図られた。

32 バブル崩壊後は、長期的な地価の下落とともに、不良債権絡みの低未利用地が発生し、
33 キャピタルゲインを前提とする枠組みでの土地利用の高度化や都市機能の更新が著しく停
34 滞した。そのような状況に対応するため、平成 9 年には、「新総合土地政策推進要綱」が閣
35 議決定された。

36 土地の「所有から利用へ」の方針の下、地価抑制から土地の有効利用による適正な土地
37 利用の推進への政策転換が目標とされ、密集市街地問題も含めた既成市街地の低・未利用
38 地の有効利用、資産デフレ対策・市場中立性の確保のための土地税制の再構築、不動産証

1 券化や定期借地権の普及といった所有と利用を分離する取組の推進等が進められた。

2 平成 14 年頃からは、地価の下げ止まり傾向がみられ、都市再生が一定程度進展したこと
3 から、平成 17 年に、市場機能重視と宅地ストックの量から質への政策転換を図る「土地政
4 策の再構築」が国土審議会土地政策分科会企画部会で取りまとめられた。これを受け、宅
5 地供給施策の縮小・見直しを順次行うとともに、不動産取引価格情報の提供開始や事業用
6 定期借地権の適用範囲の拡大などの施策が講じられてきている。

7 平成 21 年に同企画部会で取りまとめられた「土地政策の中長期ビジョン」においては、
8 土地と建物を一体的に不動産として取り扱う動きが進展し、利便性・収益性といった不動
9 産の利用価値に応じた価格形成が行われる実需中心の市場に変化していること等を踏まえ、
10 不動産市場が人口減少・少子高齢化、経済のグローバル化などの経済社会の変化や、環境、
11 安全・安心、景観・街並み、歴史・文化等に対する国民の関心の高まりに的確に対応してい
12 く必要があるとの問題意識から、豊かな国民生活の実現に向けて、不動産の利用価値を高
13 めていくことを基本戦略と位置付けた。こうした戦略の下で、新たな課題とされた CRE (企
14 業不動産)・PRE (公的不動産) 戦略の推進や、省エネルギー化・耐震化された良質な不動産
15 の普及促進、不動産価格情報の更なる充実・提供等に取り組んできている。

16 平成 28 年に同企画部会でとりまとめられた「土地政策の新たな方向性 2016」において
17 は、市場機能を重視する政策を引き続き推進しつつも、有史以来初めてとなる長期的な人
18 口減少という大きな転換期の中で、宅地ストック（住宅地や工業用地など建物の敷地に
19 供せられている土地）のマネジメントに焦点を当てるとともに、市場メカニズムを通じ
20 た土地の有効利用の実現といったこれまでの方向性から一步踏み込み、「個々の土地に
21 着目した活用・管理」や「多様な主体による努力と工夫」等の必要性をより一層明確化
22 した。

23 このように、時々における自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて、土地
24 政策が変遷し、重要な指標となる地価の大きな変動に合わせて政策転換が行われてき
25 た。

27 ② 土地基本法の見直しについて

28 一方、現行の土地基本法は、1. ②で見てきたように、全体として高い土地利用ニーズ
29 があることを前提とした法制定当時の土地市場の課題を念頭においた規定ぶりとなってお
30 り、これに基づき、規制により土地利用ニーズを適正な利用へと誘導するための対策を中
31 心に施策が講じられてきた。

32 しかしながら、近年、人口減少の進展に伴い土地利用の担い手が減少し、利用ニーズが
33 低下する土地が増加する中で、当時は大きな課題とされていなかった管理不全の土地が増
34 加し、周辺の土地にまで悪影響を与えていている。このような状況下で適正な土地の利用を確
35 保するためには、管理不全状態に起因するものを含め利用を阻害する要因を解消し、適切
36 な利用を促進することが必要である。

37 他方、利用価値の乏しい土地についてまで積極的な利用を求める必要はないと考えられ、
38 その場合には、自然に還すことも含め、悪影響を与えないよう管理することが最低限求め

1 られるが、その際に求められる管理の在り方（水準・内容）は個々の土地の諸条件に応じて
2 多様であると考えられる。

3 このように、人口減少社会において土地や土地市場を巡る状況が大きく変わる中で、土
4 地基本法を見直し、土地に関する制度・施策を再構築することが求められている。その前
5 提として、特に、現行の土地基本法において規律が不明確になっている、所有者に利用意
6 向が無い土地を含め、土地の利用・管理に関して所有者が負うべき責務や、その責務の担
7 保方策について検討することが必要である。

8

1 II. 土地の利用や管理に関して所有者が負うべき責務や、その責務の担保方策について必要
2 な措置の方向性について

3 4. 1. 所有者の責務及び関係者の役割について

5 土地は、適切な利用・管理がされない場合には、近隣住民の生活環境の悪化を招いたり、
6 周辺の土地利用の支障となったり、あるいは災害時の対応の支障となるなどその土地の所有
7 者だけにとどまらない悪影響が生じる場合がある。

8 国民の諸活動の基盤であり、その利用・管理が他の土地の利用と密接な関係を有し、その
9 價値も社会的経済的条件により変動するといった土地の特性に鑑みれば、公共の福祉の観点
10 から、土地について、その条件に応じた適切な利用・管理を確保することが必要である。

11 人口減少等に伴う社会経済状況の変化に伴い、適切に管理されない土地が増加する中で、
12 上記のような課題に対応するため、土地の利用・管理に関する制度・施策を再構築する必要
13 があり、その前提として、所有者、近隣住民、地方公共団体、国などの土地に關係する者の適
14 切な役割分担を明らかにすべきである。

15 (1) 所有者の責務及び所有者以外の関係者の役割

16 ①所有者の責務

17 土地の特性に鑑み、土地については公共の福祉を優先させるものとされており（土地基
18 本法第2条）、その観点から、本来的に土地所有権には利用・管理に係る責務が伴い、土地
19 所有者には土地の適切な利用・管理の確保に一定の役割を果たすことが求められている。

20 しかしながら、昨今、人口減少等に伴う社会経済状況の変化に伴い、利用・管理の担い手
21 の減少や利用意向の低下等により適切に管理されない土地が増加しており、また、これらの
22 土地は、将来的に所有者不明土地となる可能性も高い。このような中で、土地の適切な
23 利用・管理の確保及び所有者不明土地の発生抑制・解消のためには、まずは所有者自身に
24 よる土地の適切な利用・管理を促すことが必要である。

25 ※ 顕在化している課題を踏まえ、主に個人を念頭において記述をしているが、企業等が
26 所有者である場合も個人と同様の責務を有するものである。また、後述する所有者以外
27 の関係者についても、企業等が重要な役割を果たすことがあり得る。

28 31. 【所有者に求められる役割】

- 32 • 第一次的には所有者自らが、土地利用に関する計画に従って、条件に応じて適正に利
33 用する（土地基本法第3条）とともに、周辺に悪影響を与えないように条件に応じて適
34 切な管理（管理委託を含む）を行う（積極的な利用をせず、管理のみを行う場合を含む。）。
- 35 • 保有意向が無い場合には、利用希望者に譲渡・賃貸等をして、適切な利用・管理の確保
36 を図る。それまでの間も、周辺に悪影響を与えないように適切に管理を行う。
- 37 • 土地を円滑に利用・取引可能な状況におくため、登記手続を適時に行うほか、境界の明
38 確化に努め、これに協力する。（法的管理）

- 1 ・ 利用の見込みがなく、土地の売却等によっても管理費用を賄える見込みが無い場合など管理の負担が重い土地については、管理の在り方（水準・内容）を近隣住民、地方公共団体等（まちづくり団体等を含む。以下同じ。）に相談する。（投げ出すのではなく他の選択肢を探す。）

5
6 所有者が責務を果たさず、周辺の土地や関係者に悪影響を与える場合には、公共の福祉優先の観点から所有権より近隣住民、地域の利益（生活環境の保全、安全の確保、地域の活性化・持続可能性等）が優先され得るため、悪影響の度合いに応じて土地所有権が制限を受ける場面があると考えられる。

10 悪影響の度合いは、悪影響の種類、土地の条件、状況の切迫性等により様々であると考えられる。生活環境の悪化や保安上の危険などの物理的な悪影響については、土地の条件によって具体的な悪影響の度合いは異なり、周辺に住民がいない場合など悪影響が問題とならない場面もある。また、災害発生時など緊急に対応が必要な場合ではスピード感のある対応が求められ、所有権の制限の態様も通常時と異なるものと考えられる。他方、権利関係の不明確化については、現時点で利用・管理に支障が出ていなくとも将来的に利用・管理に支障が生じる可能性があり、その時点では対処が困難となることが想定されることから、現時点で支障がなくとも対応が求められると考えられる。

18
19 【悪影響の例】

- 20 ・ 生活環境の悪化：雑草の繁茂等により、害虫の発生、火災・犯罪の誘発のおそれが生じている場合 等
- 21 ・ 保安上の危険：老朽化により木の枝が落下する危険があり、家屋等に損害を与えるおそれがある場合、土砂崩れのおそれがある崖地の場合、現に土砂崩れが生じた場合 等
- 22 ・ 権利関係の不明確化：実体を反映していない登記、不明確な境界等により、相隣関係のトラブル解決や、共有者等による利用・処分を困難にする 等

26
27 他方、所有者の責務は無限ではなく、求められる管理の在り方については土地の置かれた条件によって異なり、また、所有者以外の者と協力して行うことが適切な場合も考えられる。

30
31 ②所有者以外の関係者の役割

32 所有者不明の場合を含め、所有者が適切に土地を利用・管理しない（できない）場合もあり、生活環境の保全、地域の持続可能性等の観点から看過できない場面が増加している。

34 このような中では、所有者以外の者が役割を担うことで土地の適切な利用・管理が確保され、当該者の利益や地域全体の利益につながる場面があると考えられる。

36 このため、地方公共団体は、地域の公益を実現する立場から、地域の実情に応じ、所有者及び所有者以外の関係者が役割を担うことを支援し、促す取組を実施することが求められる。これに当たっては、地域に最も近い市町村が主体的な役割を果たし、都道府県は広域

的な見地からの対応や体制が脆弱な市町村を補う役割を担うことが求められる。

また、国は、最終的な土地政策の責任を担う立場から、そのための制度構築や地方公共団体等の取組への支援を行うことが求められる。

さらに、地方公共団体や国は、生活環境の保全、住民の安全確保等の観点から必要と認める場合には、自ら土地の適切な利用・管理の確保に努める責務があると考えられる。

【行政に求められる役割】

- ・ 土地が適切に利用・管理されず周辺に悪影響を与えている場合に、地方公共団体等が、所有者に対し、管理委託等を含めた適切な利用・管理を促し、支援する。
- ・ 手放したいニーズと利用したいニーズのマッチングが地域の持続可能性の観点から円滑に行われるよう、地方公共団体等が情報提供などの環境整備や、助言などの支援を行う。
- ・ 所有者に利用意向がなく、市場でのマッチングも難しい土地について、その利用・管理の在り方に関する地域における合意形成を、地方公共団体等が支援する。必要に応じ、地域における土地の利用・管理の在り方に関する計画、指針等を、事前に又は合意形成の過程において明らかにする。
- ・ 地域コミュニティ、近隣住民等が積極的に土地の利用・管理を行いやすい環境を地方公共団体が整備し、必要に応じて支援する。
- ・ 管理不全による悪影響の度合い、緊急性が高い場合等には、地方公共団体、公物管理者等が直接対応を行う。(代執行・取得等)
- ・ 国は、上記の取組を行うための制度構築や、取組を行う地方公共団体等への支援を行う。また、地方公共団体と協力して、土地の適切な利用・管理・取引を支える情報基盤(所有者、境界などの土地情報)の整備、最終的な管理の受け皿機能の確保に取り組む。

【民間の関係者に期待される役割】

<近隣住民に期待される役割>

- ・ 当該土地の条件、適切に利用・管理されることによる悪影響の除去、受益等を踏まえて必要な場合、当該土地の利用・管理に協力する。
(所有者からの相談に応じるとともに相隣関係や利害関係に基づき必要に応じて当該土地の利用・管理に関与する。場合によっては自らの受益に応じて負担する。)

<地域コミュニティ、まちづくり団体等に期待される役割>

- ・ 当該土地の条件、適切に利用・管理されることによる地域全体への悪影響の除去・受益等を踏まえて必要な場合、当該土地の利用・管理に協力する。(所有者からの相談に応じるとともに、地域全体の受益や公益の実現に寄与する場合には、必要に応じて当該土地の利用・管理に関与する。)
- ・ まちづくり団体等は、地方公共団体の役割を一部分担し、連携・協力して土地の適切な利用・管理の確保を促進する。

1 (2) 求められる管理の在り方

2 所有者の責務を議論するに当たっては、求められる管理の在り方を明らかにすることが
3 必要である。(1)において周辺の土地や関係者に悪影響（生活環境の悪化、保安上の危険
4 等）を与えないような管理が求められるとしたところであるが、その具体的な内容は土地の
5 置かれた条件によって異なり、一律の基準を設けることは困難である。このため、管理不
6 全の土地について、誰がどのような水準・内容の利用・管理を行うかについては、当該土地
7 の利用・管理の在り方により影響を受ける周辺地域で、当該土地の関係者が必要に応じて
8 話し合い、合意形成を図ることが望ましい。

9 例えば、周辺に悪影響を与えず、当分の間利用が見込まれない土地については、将来の
10 事情変更により利用ニーズが生じた際に、利用の障害とならないよう最低限の管理（法
11 的管理を行う。必要に応じて見守る。）で足りると考えられる。

12 また、所有者は、最低限、上記の話し合いに応じることが求められ、関係者が当該話し
13 合いの申し入れを行うことが可能になるよう、自らが所有者であること及びその所在を登
14 記により公示する責務があると考えられる。また、土地の境界画定は当該協議の前提条件
15 にもなり得るため、所有者は土地の境界画定に努め、これに協力する責務があると考えら
16 れる。

17 (3) 土地を手放すための仕組みとの関係

18 土地利用の担い手の減少や利用意向の低下等を背景に、土地を手放す仕組みについて検
19 討が求められている。しかしながら、土地の適切な利用・管理を確保する観点からは、第一
20 次的には所有者が一定の責務を果たすことが求められるものであり、所有者が土地を放棄
21 すること自体は必ずしも問題の解決に資するものではない。

22 所有者自らによる利用・管理が困難な場合においても、所有者を含めた関係者が各自の
23 責務や役割を認識し、適切な利用・管理に向けて協力することが求められる。利用ニーズ
24 のマッチングや地域における合意形成等を図る中で、生活環境の保全、安全の確保、地域
25 の活性化・持続可能性などの地域の公益につながる方向で、新たな主体による利用・管理
26 につなげることが重要である。

27 このためには、市町村やまちづくり団体など地域において土地のコーディネート機能を
28 果たす主体の役割が重要であり、地域においてこのような主体が機能を果たせるよう、国
29 としても支援していくことが求められる。

30 市場ベースでのマッチングが成立しなかった土地については、地域における合意形成プ
31 ロセスの中で、地域の公益につながるため利用・管理する意義があると認められた場合に
32 は、市町村の関与や支援の下で地域コミュニティ等が利用・管理する場合や、市町村自ら
33 が利用・管理、取得する場合が考えられる。また、広域に影響が及ぶ場合には都道府県が利
34 用・管理、取得する場合が考えられる。

35 また、公物や公的施設を管理している国、地方公共団体の立場で、当該公物等の適切な

1 管理の観点から管理、取得する場合もあり得る。

2
3 その上でなお、利用・管理、取得する意義を認める主体が存在せず、所有者が責務を果たすことが困難な場合については、所有者不明土地の発生を抑制し、災害発生時の対応を含め将来の利用の障害を可能な限り小さくする観点から、このような土地の管理には国民負担が発生しえることも踏まえつつ、求められる管理水準が低いなどの一定の条件を満たす
4
5
6
7
8 と認められる場合に、最終的に国が当該土地を譲り受ける手続を設けることを検討すべきである。なお、これらの財産の管理体制の整備についても検討すべきである。

9

1 **2. 必要な措置の方向性について**

2 (1) 土地についての基本理念と責務

3 土地が適切に利用・管理されていくために、下記の方向性を確認し、明らかにすべきである。

4 ① 土地の適切な利用・管理を確保することの公共性

- 国民の諸活動の基盤であり、その利用・管理が他の土地の利用と密接な関係を有し、その価値も社会的経済的条件により変動するといった土地の特性に鑑み、公共の福祉の観点から、土地はその条件に応じて適切に利用・管理されるべきものである。

5 ② 土地所有権の制約と土地所有者の責務

- 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定めるとされており（憲法第29条）、土地所有権は公共の福祉による制約を受ける。
- 土地の特性に鑑み、土地については公共の福祉が優先されるものとされており（土地基本法第2条）、土地所有権には利用・管理に関する責務が伴う。
- この観点から、土地所有者が、周辺の土地を含め、土地を適切に利用・管理できない状況に置く（周辺の土地に悪影響を与える、共有者による利用・管理・取引を困難にする等）ことは適切な所有権の行使とは言えないと考えられる。
- 所有者が責務を果たさず悪影響が生じている場合には、土地の適切な利用・管理の確保のため、土地所有権が制限を受ける場面があり得ると考えられる。

6 ③ 土地の利用・管理に関して所有者や関係者に求められる責務・役割

7 (所有者の責務)

- 土地所有権には一定の責務が伴い、第一次的には所有者自らが土地の適切な利用・管理（物理的管理・法的管理）を確保することが求められる。
- 遠隔地に居住していること、高齢であること、あるいは経済力が無いこと等によりそれが困難な場合にも、関係者に相談する等により、周辺又は関係者に悪影響を与えないよう土地が適切に利用され、又は管理されるように努めることが求められる。

8 (関係者の役割)

- 国、地方公共団体等には、所有者及び所有者以外の者が役割を担うことを支援し、促す取組や、それらを実施するための制度構築を行っていくことが求められる。また、生活環境の保全、住民の安全確保等の観点から必要と認める場合には、自ら適切な利用・管理の確保に努めることが求められる。
- 近隣住民、地域コミュニティ等が、所有者が責務を果たすことを支え、促し、場合によっては補完する役割を担うことで土地の適切な利用・管理を確保できる場合がある。また、状況によっては、当該者が自らの負担や所有者への補償を行う前提で、自らの利益や公益を実現する観点から主体的に関与する場面もあり得る。
- 所有者が責務を果たしていないことにより悪影響が生じている場合において、関係者が行う利用・管理は、所有権を制限し得る場合がある。

1 (2) 土地が適切に利用・管理されていくために必要な措置（基本的施策）の方向性

2 土地が適切に利用・管理されていくために、所有者、近隣住民、地方公共団体、国などの土
3 地に関する者の適切な役割分担の下、以下のような措置を関係する個別法の改正や行政の
4 施策等により講じていくことが求められる。これらの制度改正や施策の充実の基本となる方
5 向性を土地基本法に盛り込むべきである。

6 ①適切な土地の利用・管理を促す措置

7 ・土地の条件に応じて土地の利用を促す措置

8 土地の条件に応じて、高度利用や地域に必要な都市機能を確保する土地利用などの有
9 効利用を促すことが考えられる。これに当たっては土地の高度利用だけでなく、立地適
10 正化計画など地域の持続可能性に配慮した土地利用計画に沿った利用の誘導・促進が重
11 要と考えられる。

12 ・所有者に管理を促す措置（管理委託の斡旋など管理を容易にする措置を含む。）

13 第一次的には、所有者が土地を適切に管理する責務を果たすよう促すことが重要である。
14 また、後述するマッチングや地域における管理に関する合意の成立前についても土
15 地を適切に管理することが重要であり、まずは、行政が所有者に管理を促すことが必要
16 と考えられる。

17 所有者が遠隔地に居住している等により自ら管理を行うことが困難な場合もあり、管
18 理委託の斡旋や、費用を徴収した上での管理の代行等が有効な場面も考えられ、一部で
19 行われている地方公共団体の条例に基づく取組も踏まえつつ、所有者による適切な管理
20 の促進策の検討が求められる。

21 ・利用ニーズのマッチングなど土地取引・利用の円滑化・促進

22 地域の持続可能性に配慮しつつ、手放したいニーズと利用したいニーズのマッチング
23 が行われることが重要である。土地利用の担い手が減少し、利用ニーズが低い土地が増
24 加している中でこれを促進するには、費用、時間、心理的ハードルを下げる必要で
25 あり、相談窓口の設置、空き家・空き地バンクへの登録など行政等の関与が有効な場面も
26 考えられる。また、マッチングを有効に機能させるためには、未利用地の所有者への働き
27 かけや、土地（建物等が存在する場合は、土地・建物一体）の価格について所有者・利用
28 希望者が円滑に歩み寄れるような環境整備も重要と考えられる。

29 加えて、利用ニーズが低い土地が増加する中で土地取引・利用を促進するためには、地
30 域におけるまちづくり活動等を通じて土地の利用価値を向上・顕在化させる取組が有効
31 な場面も考えられる。また、空き家など中古不動産の流通促進に向けた取組も重要と考
32 えられる。

33 ・地域における適切な土地の利用・管理の確保

34 第一次的には土地所有者自らが土地の適切な利用・管理を確保することが求められる

が、所有者が自ら土地を適切に管理することが困難な場合もあり、所有者以外の者が役割を担うことで土地の適切な利用・管理が確保され、当該者や地域全体の利益につながる場面もある。

地方公共団体には、地域の公益を実現する立場から、これらの者が役割を担うことを支援し、促すため、下記の取組を実施することが求められる。また、国には、これらの取組を行うための制度構築や取組を行う地方公共団体の支援、最終的な管理の受け皿機能の確保に取り組むことが求められる。

i) 地域における合意形成のコーディネート

所有者が自ら土地を適切に管理することが困難な（又は適当でない）場合においては、求められる管理の在り方については、土地の置かれた条件によって異なり、一律の基準を設けることは困難である。このため、当該土地の関係者が必要に応じて話し合い、合意形成を図ることが必要である。当該話し合いを円滑に行う上で、また、所有者と利用・管理を行う主体とをつなぐ上で、市町村やまちづくり団体等が適切にコーディネート機能を果たすことが有効と考えられる。この際、周辺地域の土地利用をどのようにしていくかという構想・方針と当該土地の利用・管理の在り方とは密接な関連があることから、地方公共団体は、地域における土地の利用・管理の在り方に関する計画・指針等を事前に、又は合意形成の過程において明らかにすることが重要と考えられる。

※ 第一次的には所有者に適切な管理を行う責務があるため、費用を徴収した上の管理委託・代行等が一般的な解決策となり得ると考えられるが、崖地の下に新たに住居を構えた場合の擁壁の設置など所有者以外の者の費用負担により行われるべきものも存在すると考えられる。また、地域コミュニティ等が無償で借り受け利用・管理を行うことも考えられる。

ii) 地域における利用・管理への支援

地域における合意形成プロセスの中で、地域の公益につながるため利用・管理する意義があると認められた場合には、地域コミュニティ、まちづくり団体等が利用・管理する、あるいは市町村（広域に影響が及ぶ場合には都道府県）自ら利用・管理し、あるいは取得することが望ましいと考えられる。

これに当たり、地域コミュニティ等がこれらを円滑に行うための支援措置や、利用・管理を円滑に行うための制度（適切な管理を確保するために必要な範囲での相隣関係等による所有権の制限を伴う措置を含む。）の検討が求められる。

iii) 国が土地を譲り受ける手続の検討

上記の検討を経てもなお、利用・管理、取得する意義を認める主体が存在しない場合については、当該土地の求められる管理の水準は低いものと考えられ、最低限の管理（法的管理、必要に応じて見守り）を行えば足りる場合も考えられる。しかしながら、このような土地については最低限の管理を行うインセンティブも低いため、所有者が責務を果た

すことが困難な場合については、将来的に法的管理不全を含め管理不全に陥る可能性が高い。

このため、所有者不明土地の発生を抑制し、災害発生時の対応を含め将来の利用の障害を可能な限り小さくする観点から、このような土地の管理には国民負担が発生し得ることも踏まえつつ、求められる管理水準が低いなどの一定の条件を満たすと認められる場合に、最終的に国が当該土地を譲り受ける手続を設けることを検討すべきである。なお、これらの財産の管理体制の整備についても検討すべきである。

<留意事項>

これらの適切な土地の利用・管理を促す措置については、ある土地について、行政から所有者に管理を促す措置が行われ、その後利用ニーズのマッチングを試みたが成立せず、地域において話し合いを行う、というように他の措置と連続性をもっているものであるため、それぞれの措置との接続等も考慮しながら総合的に講じられることが望ましい。

また、まず利用について検討すべき土地や、積極的な利用は困難で最低限の管理について検討すべき土地があるなど、個々の土地により求められる措置は異なり、さらに、地域によってどのような土地が多いかにより求められる措置の比重も異なると考えられるため、これらの措置は個々の土地の条件に応じて講じられ、これらの措置を実施するための体制は地域の実情に応じて整備されることが望ましい。

加えて、これらの措置を総合的に講じるための体制を整備する上では、多方面にわたる専門的知識が必要となるため、各種専門家を確保することを含め人材育成に取り組むとともに、行政・地域・専門家が協力して問題に対応していく環境整備も重要と考えられる。

②所有権の制限を伴う措置

(放置土地への対応)

・放置土地について所有者以外の者等が悪影響の除去を合理的な手続により行うことを可能にする措置

所有者が土地に关心を持たず、放置することによって、周辺の土地を含め土地を適切に利用し、管理することができない状況に置いている場合には、相隣関係や利害関係に基づき、所有者以外の者や一部の共有者が悪影響の除去等のために行おうとする行為は、適切に行使されない所有権を、悪影響の度合いと、その除去による権利侵害の度合いを考慮しつつ制限し得る場合があると考えられる。

このため、放置土地（所有者が責務を果たさず放置していることにより、何らかの悪影響が生じている土地をいい、所有者の全部又は一部が不明であることによるものを含む。以下同じ。）について、近隣住民や地方公共団体など所有者以外の者や一部の共有者が行う悪影響の除去について下記の措置を講じることが求められる。

- i) 悪影響の除去のための行為に伴う権利侵害の度合いが相当程度低いものについては、当該行為を合理的に行うことを可能にする措置
- ii) 一定の権利侵害を伴う悪影響の除去のための行為（所有者に費用負担を求めるものを含む。）について、現状より合理的な一定の手続により可能にする措置

1
2 ※ 例えば、越境した枝葉の伐採など権利侵害の度合いが比較的低いと考えられる場
3 合については所有者の明示的な異議のない限り簡易に行えることとすることが考
4 えられる。また、雑草や灌木の除去やそのための土地への短時間の立入りなど権利侵害
5 の度合いが相当程度低いと考えられる場合には、所有者が放置しており明示的な異
6 議が無いこと、関係者の行おうとする利用・管理が適切なものであることを確認す
7 れば行えることとすることも考えられる。

8 保安上危険な樹木を伐採し所有者に費用を請求する（又は財産管理制度等により
9 所有者の負担で管理を行う）、長年土地を利用している共有者が時効取得を主張する、
10 不明共有者がいる場合に共有者が利用希望者に譲渡するなど、一定の所有権の制限
11 を伴うものについては、その侵害の程度に応じて一定の手続により慎重に検討する
12 ことが必要と考えられるが、関係者が協議の申し入れを行うことを可能にするため
13 に所有者を公示する責務を果たしていない場合には、請求のための探索のための負
14 担を原則として請求者に負わせている現状の手続に比べ、請求者の負担を軽減する
15 こと等が考えられる。

16

17 ・ **公共的目的のための利用・管理、取得を円滑化するための措置**

18 住民の安全確保や公物等の適切な管理の観点など公共的目的のため、国、地方公共団
19 体が自ら土地を利用・管理、取得する場合がある。また、具体的な悪影響が生じていると
20 までは言えない場合でも、更に土地を利活用することが近隣住民や地域の利益にかなう
21 場合に、利用に関する権利の設定や移転が民民間で合理的な手続で行われることが望ま
22 しい場合もある。所有者不明土地法の活用を促進することを含め、公共的目的のための
23 利用・管理、取得を円滑化するための措置を検討することが求められる。

24

25 (所有者が利用・管理している土地への対応)

26 ・ **所有者による利用・管理により悪影響がある場合に、所有者以外の関係者がその除去を
27 一定の手続により行うことを可能にする措置**

28 所有者が行っている利用・管理によって周辺に悪影響が及んでいる場合には、公共の
29 福祉の観点から、所有権が一方的に優先されるべきではなく、所有者が所有権の行使と
30 して行っている利用・管理と、関係者が悪影響の除去等のために行おうとする利用・管
31 理への関与について、比較衡量されるべきと考えられる。

32 ※ 現行制度においても行政代執行、訴訟等において制度的には対応可能となっている
33 が、例えば防災・衛生等の観点から所有者の具体的責務を明らかにするとともに、所有
34 者が不明な場合を含め、措置が可能な場面や手続を明確化することにより、制度を円
35 滑に機能させることも重要と考えられる。

36

37 ・ **共有者に合理的な手続により土地の利用・管理、処分を可能にする措置**

38 一部の共有者が利用・管理を行っている土地について、新たな利用・管理を行おうとす

る場合や新たな利用希望者に譲渡等をしようとする際には共有者全員の同意が必要となるが、一部の共有者の所在が不明であったり、当該土地の利用・管理に関心がなく意思表示をしない場合等について、土地の適切な利用・管理を確保するため、当該土地の利用・管理に関心のある共有者に現状より合理的な手続により土地の利用・管理、処分を可能にする措置を講じることが求められる。

③土地の適切な利用・管理・取引を支える情報基盤整備

土地の適切な利用・管理を実現するためには、土地利用ニーズや管理意向をもつ主体に土地が譲り渡されることが必要である。それには市場における土地取引が安全・円滑に行われることが大前提であり、所有者の氏名（名称）・所在、境界、取引価格など土地に関する情報が明らかにされているなど市場環境整備が重要である。

特に、いわゆる所有者不明土地問題は、実際には所有者が不明であることだけでなく、境界が不明確であることが障害となっている場合もあるように、所有者をはじめとする権利者や境界など土地に関する基本的な情報が不明確な状況にある場合には利用・管理に当たって大きな支障が生じるため、上記の土地の適切な利用・管理を促すための諸施策を実効あらしめるための基礎的なインフラとして、登記を真正に保ち、また境界を明確化することが重要と考えられる。

・登記（土地所有者情報の公示）の促進

取引の安全・円滑に資することを目的とする登記の公示機能を十全に発揮させるという観点からは、土地・建物に関する権利関係の変動が登記に適時に反映されることが望ましい。このため、不動産登記情報の更新を図る方策を検討し、特に登記申請が行われないケースが多い相続登記について申請の義務化を検討するなど、権利変動を登記に適時に反映させる仕組みの構築が求められる。

これに当たっては、所有者の登記に関する意識を向上させることも重要であり、所有者は適時に登記手続を行う責務を有するという規範を明らかにするとともに、税制措置や登記手続の簡略化を含め登記を適時に行うインセンティブについても検討を行うことが求められる。

・地籍調査の推進、境界画定への協力

国土調査法に基づく地籍調査は、土地の境界等の明確化を図り、その成果が公表されることによって、土地の適切な利用・管理の基礎データとなるものであり、社会資本の整備や防災事業の推進等に資するものとして重要である。一方、その進捗率は全国で約52%に留まっていることから、更なる円滑化・迅速化が求められている。

地籍調査では、原則として土地所有者等の現地での立会いにより境界の確認を行うこととされているが、土地所有者等の所在不明により、その協力が得られない場合等であっても、調査を円滑かつ迅速に進めるための手続の見直しが求められる。また、地籍調査の進捗が遅れている地域では、その特性に応じた効率化の手法の導入が求められる。

- 1 また、土地の境界の画定が円滑に行われるよう、境界画定のための立入りや協議に関する規律についても検討が求められる。
- 2

1 **終わりに**

2 本部会においては、「所有者不明土地問題」の解決を切り口として、人口減少等に伴う社会
3 経済状況の変化に伴い適切に管理されない土地が増加するという課題に対応するため、平成
4 元年の土地基本法制定時には大きな課題と認識されていなかった土地の管理の在り方や、そ
5 れに当たっての所有者、近隣住民、地方公共団体、国などの土地に関係する者の適切な役割
6 分担、これらの者が役割を担っていくために必要な措置の方向性を中心に議論を行ってきた。

7 本とりまとめの提言に基づき、土地基本法の改正や、関係する個別法・施策の具体化に当
8 たっては、利用・管理に要する費用を誰がどのように負担していくのか、具体的に権利制限
9 を行う場合の詳細な要件・手続をどうするか、その際に不合理な負担を負う者がないかなど、
10 本部会での議論が具体論にまで及んでいない論点についても検討を加えていくことが求めら
11 れる。

12 平成元年の土地基本法制定後、平成の30年間で土地を巡る状況は大きく変化し、関連する
13 制度・施策も変化・発展してきた。所有者不明土地問題は人口減少の進展に伴う我が国の社会
14 経済構造の変化の一つの象徴的な顕れであり、これを契機として土地基本法の改正が必要
15 との問題提起がなされたものである。

16 土地政策全体の方向性を示す土地基本法について、今日的視点から抜本的な改正を行うに
17 当たっては、本部会で議論を行った内容に加え、国土審議会土地政策分科会企画部会で平成
18 28年にとりまとめた「新たな土地政策の方向性2016」の内容や、都市のコンパクト化、地方
19 創生等の政策課題を踏まえて、具体的な検討を深める必要がある。また、利用ニーズが低下
20 する土地が増加する一方で、海外からの不動産投資の増加や持続可能性等に配慮した投資を
21 求める世界的な潮流など、土地市場に関する新たな状況変化も発生しているところであり、
22 これらも視野に入れながら、新たな時代にふさわしい土地基本法の改正及び土地政策の再構
23 築に向けて、鋭意、検討し、制度改革が進められることを期待する。